

熱中症対策が義務化されます！

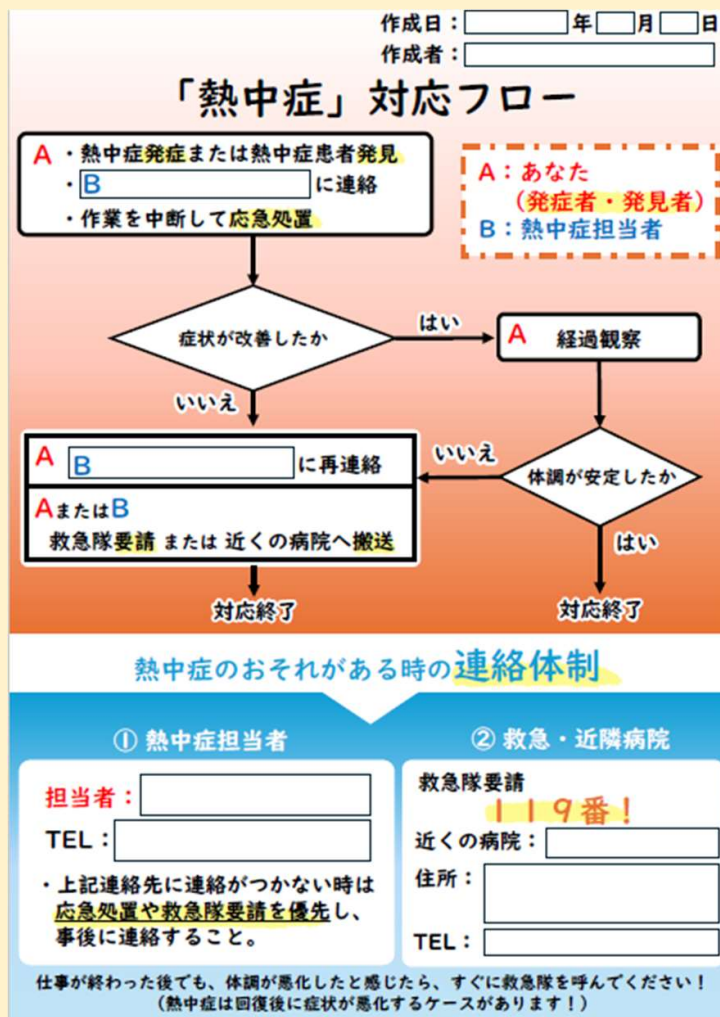
労働安全衛生規則が改正され、労働者の熱中症対策を義務付ける省令が、令和7年6月1日から施行予定です。

労働者を雇用する事業者（農業者・農業法人等）には、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、以下の対応が義務付けられます。

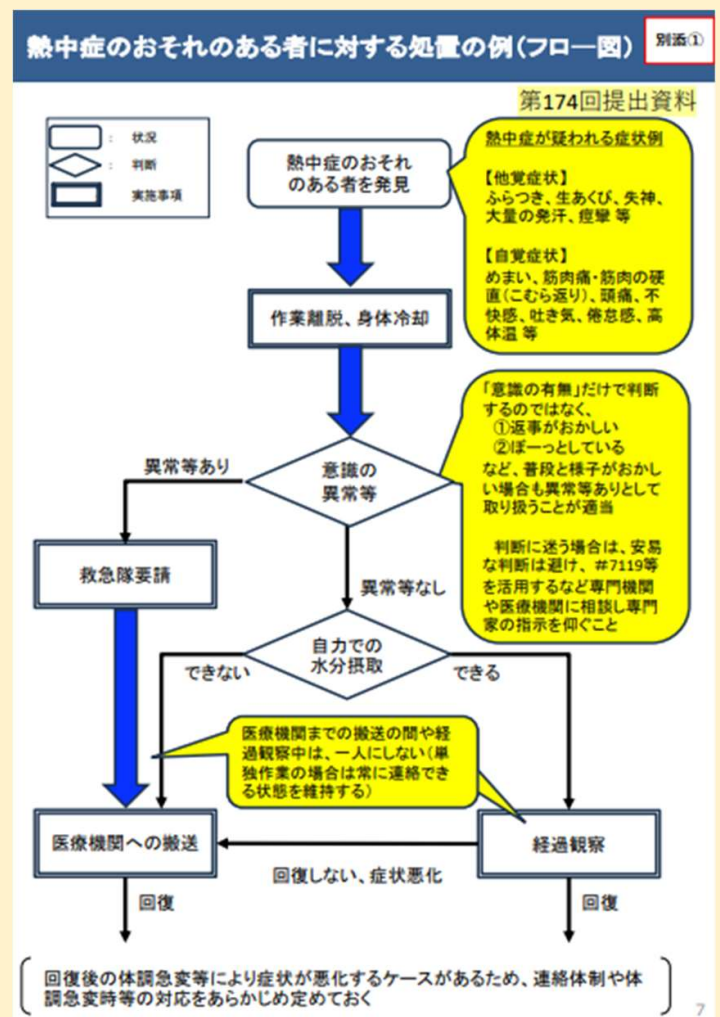
1. 早期発見のための報告体制の整備（様式①）
2. 重篤化を防止するための措置や実施手順の作成（様式②）
3. 上記内容の関係作業員への周知（様式①・②を張り紙として掲示）

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

（様式①）



（様式②）



・詳細は、厚生労働省「安全衛生分科会」資料を参照ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00043.html)

